

の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。

(母子保健法の一部改正)

第三十三条 母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条に次の一項を加える。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による妊婦に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。

第十五条中「保健所を設置する市又は特別区においては保健所長を経て市長又は区長に、その他の市町村においては」を削る。

第十七条第一項中「第十三条」を「第十三条第一項」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第三十四条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除

別表第三中「第三十三条」を削り、同表の一の項の第一欄中「私立学校法」の下に「(昭和二十四年法律第二百七十号)」を加える。

(住民基本台帳法の一部改正)

第三十五条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二中一の三の項を一の四の項とし、一の二の項を一の三の項とし、一の項の次に次のように加える。

一の二 市町村長	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第 号)による同法第十一条の子どものための教育・保育給付の支給又は同法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
----------	--

別表第二の五の二の項中「又は」を「若しくは同条第五項若しくは第六項の措置、」に改め、「費用の徴収」の下に「又は同条第十一項若しくは第十二項の処分」を加え、同表の五の四の項中「第三項」を削る。

別表第三の七の二の項中「第三項」を削る。

別表第四中一の四の項を一の五の項とし、一の三の項を一の四の項とし、一の二の項を一の三の項とし、一の項の次に次のように加える。

一の二 市町村長	子ども・子育て支援法による同法第十一条の子どものための教育・保育給付の支給又は同法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
----------	---

別表第四の四の二の項中「又は」を「若しくは同条第五項若しくは第六項の措置、」に改め、「費用の徴収」の下に「又は同条第十一項若しくは第十二項の処分」を加え、同表の四の四の項中「第三項」を削る。

別表第五第八号の二中「第三項」を削る。

(児童手当法の一部改正)

第三十六条 児童手当法の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二條」を「第十九條」に、「第二十二條の二」を「第二十条」に改める。

第一条中「法律は」の下に「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）第七条第一項に

規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため」を加える。

第三条第一項及び第三項各号並びに第七条第一項及び第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第十四条中「市町村長は」の下に「地方税の滞納処分により」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第十七条第一項中「第十四条」を「第十四条第一項」に改める。

第十八条第一項中「第二十条第一項各号」を「子ども・子育て支援法第六十九条第一項各号」に改める。

第二十条から第二十二条までを削る。

第二十二条の二第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、第四章中同条を第二十条とする。

第二十二条の三第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、「（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。次条において「保育料」という。）」を削り、同条第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第四項に規定する保育料」を「児童福祉法第五十六条第十一項各号又は第十二項

各号に定める費用」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十二條の四第一項中「により保育料」を「により費用」に改め、「徴収する場合」の下に「又は同條第十一項若しくは第十二項の規定により地方税の滞納処分ノ例により処分することが出来る費用を徴収する場合」を加え、「保育料を支払うべき扶養義務者」を「同法第五十六條第三項の規定により徴収する費用を支払うべき扶養義務者又は同條第十一項若しくは第十二項の規定により地方税の滞納処分ノ例により処分することが出来る費用を支払うべき保護者」に改め、「当該扶養義務者」の下に「又は保護者」を、「に保育料」の下に「（同條第三項の規定により徴収する費用又は同條第十一項若しくは第十二項の規定により地方税の滞納処分ノ例により処分することが出来る費用をいう。次項において同じ。）」を加え、同條第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同條を第二十二條とする。

第二十二條の五第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同條を第二十二條の二とする。

第二十三條第一項中「拋出金その他この法律」を「第十四條第一項」に、「徴収し、又はその還付を受ける」を「徴収する」に改め、同條第三項中「拋出金その他この法律」を「第十四條第一項」に改める。

第二十四條の二を削る。

第二十五条中「抛入金その他この法律」を「第十四条第一項」に改める。

第二十六条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十九条第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十九条の二を削る。

第二十九条の三中「第二十二条の二から第二十二条の五まで」を「第二十条から第二十二条の二までに」、「第十四条」を「第十四条第一項」に改め、同条を第二十九条の二とする。

第三十条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

附則第二条第三項中「第十九条まで」を「第二十二条まで」に改め、「第二十二条第一項、第二十二条の二から第二十二条の四まで」及び「第二十四条の二及び」を削り、同条第五項中「第二十九条の三」を「第二十九条の二」に、「第二十二条の五」を「第二十二条の二」に、「第二十二条の四」を「第二十二条の二」に改める。

(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)

第三十七条 施行日の属する月の前月以前の月分の旧児童手当法の規定による児童手当（次条において「旧児童手当」という。）に要する費用については、なお従前の例による。

第三十八条 施行日の属する月の前月以前の月分の旧児童手当及び施行日の前日の属する年度以前の年度の児童育成事業（旧児童手当法第二十九条の二第一項に規定する児童育成事業をいう。）に係る拠出金の徴収については、なお従前の例による。

（沖縄振興開発金融公庫法の一部改正）

第三十九条 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第三号中「幼稚園その他」を「幼稚園、幼保連携型認定こども園その他」に改める。

（水源地域対策特別措置法の一部改正）

第四十条 水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第六項の表過疎地域自立促進特別措置法別表児童福祉施設の項の項中「保育所」の下に「又は幼保連携型認定こども園」を加える。

（私立学校振興助成法の一部改正）

第四十一条 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「規定する学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）」を加える。

第九条中「又は特別支援学校」を「特別支援学校又は幼保連携型認定こども園」に改める。

附則第二条の見出し中「設置者」を「設置者等」に改め、同条第一項中「学校教育法附則第六条の規定により私立の幼稚園を設置する者（以下「学校法人以外の私立の幼稚園の設置者」という。）」を「学校法人以外の私立の幼稚園の設置者（学校教育法附則第六条の規定により私立の幼稚園を設置する者をいう。次項において同じ。）及び学校法人等以外の幼保連携型認定こども園の設置者（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号。

以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者（学校法人及び社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）を除く。）及び認定こども園法一部改正法附則

第四条第一項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者をいう。次項において同じ。」に改め、同条第二項中「設置者」の下に「及び学校法人等以外の幼保連携型認定こども園の設置者（以下この条において「学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等」という。）」を加え、同項の表第十二条第一号の項中「幼稚園」を「幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園」に改め、同表第十二条第三号の項中「幼稚園」を「幼稚園又は幼保連携型認定こども園」に改め、同表第十二条第四号の項中「幼稚園の経営」を「幼稚園又は幼保連携型認定こども園の経営」に、「幼稚園を設置する」を「幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する」に改め、同表第十三条第一項の項中「を設置する者（当該幼稚園）」を「若しくは幼保連携型認定こども園を設置する者（当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園）」に改め、附則第二条第三項及び第五項中「設置者」を「設置者等」に改め、「係る幼稚園」の下に「又は幼保連携型認定こども園」を加え、同条第六項中「において」を「の規定により」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人に対する措置）

第二条の二 第三条、第九条、第十条及び第十二条から第十五条までの規定中学校法人には、当分の間、

幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人を含むものとする。

2 前項の社会福祉法人に係る第十二条から第十四条までの規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条各号列記以外の部分	所轄庁	都道府県知事
第十二条第一号	その業務	当該幼保連携型認定こども園の経営に関する業務
学校法人の関係者	幼保連携型認定こども園の経営に関係のある者	
質問させ	当該幼保連携型認定こども園の経営に関する質問させ	
その帳簿	当該幼保連携型認定こども園の経営に関する	

		る帳簿
第十二条第三号	予算が	当該幼保連携型認定こども園の経営に関する予算が
第十二条第四号	当該学校法人の役員 、法令	当該幼保連携型認定こども園の経営を担当する当該社会福祉法人の役員 又は法令
	所轄庁 処分又は寄附行為	都道府県知事 当該幼保連携型認定こども園についての処分
	当該役員の解職をすべき旨	当該幼保連携型認定こども園の経営を担当する役員の担当を解くべき旨
第十二条の二第一項から第三項まで (第十三条第二項)	所轄庁	都道府県知事

<p>において準用する場合を含む。）</p>		
<p>第十三条第一項</p>	<p>所轄庁 当該学校法人の理事</p>	<p>都道府県知事 当該幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の代表者</p>
<p>第十四条第一項</p>	<p>解職しようとする役員 文部科学大臣</p>	<p>担当を解こうとする役員 附則第二条の二第三項の規定による特別の会計について、文部科学大臣</p>
<p>第十四条第二項及び第三項</p>	<p>所轄庁</p>	<p>都道府県知事</p>

3 幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る幼保連携型認定こども園の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第四十八条の規定を準用する。

4 前項の規定による特別の会計の経理に当たつては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支出に充ててはならない。

5 第二項の規定により読み替えて適用される第十二条、第十二条の二第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十四条第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正)

第四十二条 日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「規定する私立学校」の下に「及び学校法人が設置する幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。附則第十三条において同じ。)」を加える。

附則第十三条中「の幼稚園」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号。以下この条において「認定こども

園法一部改正法」という。)附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者(学

校法人を除く。以下この条において「学校法人以外のみなし幼保連携型認定こども園の設置者」という。）
によつて設置された当該みなし幼保連携型認定こども園及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（以下この条において「特例設置幼保連携型認定こども園」という。）を加え、「同条」を「学校教育法附則第六条」に改め、「設置する学校法人以外の者」の下に「並びに学校法人以外のみなし幼保連携型認定こども園の設置者及び特例設置幼保連携型認定こども園の設置者」を加える。

（国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正）

第四十三条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の見出しを「（交流派遣職員に関する子ども・子育て支援法の特例）」に改め、同条中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）」に、「第二十条第一項第四号」を「第六十九条第一項第四号」に改める。
第十五条の二中「児童手当法」を「子ども・子育て支援法」に改める。

附則第四項及び第五項中「関する第十五条の規定の適用については」を「関しては、第十五条の規定を準用する。この場合において」に、「見出し中「児童手当法」を「見出し中「子ども・子育て支援法」に、「同条中「児童手当法」を「同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）」に、「改正前の児童手当法」を「改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」と、「第六十九条第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるもの」に改める。

（国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十四条 前条の規定による改正前の国と民間企業との間の人事交流に関する法律第八条第二項に規定する交流派遣職員に関する第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の国と民間企業との間の人事交流に関する法律第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（過疎地域自立促進特別措置法の一部改正）

第四十五条 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十一号中「施設」の下に「及び幼保連携型認定こども園（同法第二条第七項に規定す

る幼保連携型認定こども園をいう。別表児童福祉施設の項において同じ。」を加える。

別表児童福祉施設の項中「保育所」の下に「又は幼保連携型認定こども園」を加える。

(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正)

第四十六条 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出しを「(派遣職員に関する子ども・子育て支援法の特例)」に改め、同条中「児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)」を「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第 号)」に、「第二十条第一項第三号」を「第六十九条第一項第三号」に改める。

附則第三条及び第四条中「関する第八条の規定の適用については」を「関しては、第八条の規定を準用する。この場合において」に、「見出し中「児童手当法」を「見出し中「子ども・子育て支援法」に、「同条中「児童手当法」を「同条中「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第 号)」に、「改正前の児童手当法」を「改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)」と、「第六十九条第一項第三号」とあるのは「第二十条第一項第三号」と読み替えるもの」に改める。

(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十七条 前条の規定による改正前の公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第三条

第二項に規定する派遣職員に関する第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正)

第四十八条 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項中「児童福祉法第二十四条第三項の規定により保育所に入所する児童を選考する」

を「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第 号)第二十七条第一項に規定する特定教育・保育

施設(次項において「特定教育・保育施設」という。)又は同法第四十三条第三項に規定する特定地域型保育事業(次項において「特定地域型保育事業」という。)の利用について、同法第四十二条第一項若し

くは第五十四条第一項の規定により相談、助言若しくはあつせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法

第二十四条第三項の規定により調整若しくは要請を行う」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を

第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 特定教育・保育施設の設置者又は子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者は、同法第三十三条第二項又は第四十五条第二項の規定により当該特定教育・保育施設を利用する児童（同法第十九条第一項第二号又は第三号に該当する児童に限る。以下この項において同じ。）又は当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

（独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正）

第四十九条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「又は幼稚園」を、「幼稚園又は幼保連携型認定こども園」に改める。

第十五条第一項第七号中「規定する学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第三十条において「幼保連携型認定こども園」という。）」を加える。

第三十条中「教育委員会」の下に「(幼保連携型認定こども園にあっては、当該地方公共団体の長)」を加える。

附則第八条の見出しを「(保育所等の災害共済給付)」に改め、同条第一項中「、保育所」の下に「等(保育所)」を加え、「第三十九条」を「第三十九条第一項」に改め、「いう。)」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園であつて児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものをいう。)」を加え、同条第三項中「保育所」を「附則第八条第一項に規定する保育所等」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第五十条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第十一項の表教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の項を次のように改める。

教育職員免許 法(昭和二十	第二条第三項	、当該指定都市等の 長)	当該指定都市等の長、学校設置会社(構造 改革特別区域法(平成十四年法律第百八十
------------------	--------	-----------------	--

<p>四年法律第百四十七号)</p>		<p>九号) 第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下同じ。) の設置する私立学校の教員にあつては同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長)</p>
--------------------	--	---

第十二条第十一項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三十一年法律第百六十二号) の項中「第二十七条の二」を「第二十七条の六」に改める。

第十三条第四項の表教育職員免許法の項を次のように改める。

<p>法</p>	<p>教育職員免許 第二条第三項</p>	<p>、当該指定都市等の長)</p>	<p>当該指定都市等の長、学校設置非営利法人 (構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十九号) 第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。以下同じ。) の設置する私立学校の教員にあつては同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団</p>
----------	--------------------------	--------------------	---

第十三条第四項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律の項中「第二十七条の二」を「第二十七条の六」に改める。

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正)

第五十一条 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第十七条の見出しを「（子ども・子育て支援法の特例）」に改め、同条中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）」に、「第二十条第一項第四号」を「第六十九条第一項第四号」に改める。

附則第六項及び第七項中「関する第十七条の規定の適用については」を「関しては、第十七条の規定を準用する。この場合において」に、「見出し中「児童手当法」を「見出し中「子ども・子育て支援法」に、「同条中「児童手当法」を「同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）」に、「改正前の児童手当法」を「改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」と、「第六十九条第一

項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるもの」に改める。

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十二条 前条の規定による改正前の法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十四条第一項に規定する私立大学派遣検察官等に関する第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(国立大学法人法の一部改正)

第五十三条 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「特別支援学校」の下に「、幼保連携型認定こども園」を加える。

(次世代育成支援対策推進法の一部改正)

第五十四条 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第四項中「あらかじめ」の下に「、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴き、かつ、内閣総理大臣に協議するとともに」を加え、「、総務大臣」を「総務大臣」に改める。

第八条第一項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第六項及び第七項中「市町村は」の下に「、市町村行動計画を策定したときは」を加える。

第九条第一項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第六項及び第七項中「都道府県は」の下に「、都道府県行動計画を策定したときは」を加える。

（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正）

第五十五条 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出しを「（子ども・子育て支援法の特例）」に改め、同条中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）」に、「第二十条第一項第四号」を「第六十九条第一項第四号」に改める。

附則第六項及び第七項中「関する第九条の規定の適用については」を「関しては、第九条の規定を準用する。この場合において」に、「見出し中「児童手当法」を「見出し中「子ども・子育て支援法」に、「同条中「児童手当法」を「同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）」に、「改正前の児童手当法」を「改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」と、「第六十九条第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるもの」に改める。

（判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十六条 前条の規定による改正前の判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律第二条第七項に規定する弁護士職務従事職員に関する第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律第九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（発達障害者支援法の一部改正）

第五十七条 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第七条中「保育の実施に当たって」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第一

項の規定により保育所における保育を行う場合又は同条第二項の規定による必要な保育を確保するための措置を講じる場合」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第五十八条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八十八条中「による児童手当」の下に「及び子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第 号)による地域子ども・子育て支援事業」を加える。

第九十九条中「年金特別会計は、」の下に「内閣総理大臣及び」を加え、同条に次の一項を加える。

2 年金特別会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、同会計全体の計算整理に関するものについては厚生労働大臣が、その他のものについてはその他のものうち基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定及び業務勘定に係るものにあつては厚生労働大臣が、子ども・子育て支援勘定に係るものにあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣が行うものとする。

第一百条中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改める。

第一百一十一条第五項中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改め、同項第一号イ中「児童手

当法第二十条第一項第一号から第四号まで」を「子ども・子育て支援法第六十九条第一項各号」に改め、同項第二号中ホを削り、ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 子ども・子育て支援法第六十八条第二項の規定による交付金（以下「子ども・子育て支援交付金」という。）

第一百一十一条第六項第一号ホ中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改め、同項第二号イ中「児童手当法第二十条第一項第一号」を「子ども・子育て支援法第六十九条第一項第一号」に改める。

第一百十二条中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改める。

第一百三十三条第三項中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改め、「費用で」の下に「国庫が負担するもの並びに子ども・子育て支援法第六十五条第三号に掲げる地域子ども・子育て支援事業に要する費用で同法第六十八条第二項の規定により」を加える。

第一百四十四条第八項中「児童手当法第二十条第一項第一号」を「子ども・子育て支援法第六十九条第一項第一号」に、「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改める。

第一百八条の見出しを「（子ども・子育て支援勘定の積立金）」に改め、同条第一項中「児童手当勘定」

を「子ども・子育て支援勘定」に、「児童育成事業費」を「子ども・子育て支援交付金」に改め、同条第二項中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改め、同条第三項中「児童育成事業費」を「子ども・子育て支援交付金」に、「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改める。

第百十九条中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改める。

第百二十条第二項第三号中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改め、「金額」の下に「（子ども・子育て支援交付金の額を除く。）」を加える。

第百二十一条並びに第百二十三条第一項及び第四項中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改める。

附則第三十一条の二の前の見出しを削り、同条及び第三十一条の三を次のように改める。

（年金特別会計における児童手当に関する経理）

第三十一条の二 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第

号）第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第三十六条の

規定による改正前の児童手当法による児童手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十一条第五項及び第六項、第百十三条第三項、第百十四条第八項、第百十八条第一項及び第三項並びに第百二十条第二項の規定の適用については、第百八条中「児童手当及び」とあるのは「児童手当（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号。以下「子ども・子育て整備法」という。）第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた子ども・子育て整備法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（以下「整備法改正前児童手当法」という。）による児童手当を含む。）及び」と、第百一条第五項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは「児童手当の業務取扱費及び児童育成事業費」と、同条第六項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法

第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに子ども・子育て整備法第三十七条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第一項から第三項までに規定する児童手当の支給に要する費用及び子ども・子育て整備法第三十七条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第五項に規定する児童手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十八条第一項及び第三項中「及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、第百二十条第二項第三号中「第五項」とあるのは「第五項並びに子ども・子育て整備法第三十七条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第一項から第三項まで及び第五項」とする。

(年金特別会計における子ども手当に関する経理)

第三十一条の三 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)

による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十一条第五項及び第六項、第百十三条第三項、第百十四条第八項、第百十八条第一項及び第三項並びに第百二十条第二項の規定の適用については、第百八条中「地域子ども・子育て支援事業」とあるのは「地域子ども・子育て支援事業並びに平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）による子ども手当」と、第百十一条第五項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「平成二十四年改正前児童手当法」という。）第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは「児童手当及び子ども手当の業務取扱費並びに児童育成事業費」と、同条第六項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則

第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項又は第二項の規定により児童手当又は平成二十四年改正前児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）及び平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十八条第一項及び第三項中「児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、第百二十条第二項第三号中「第五項」とあるのは「第五項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用さ

れる児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第二項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法附則第七条第五項において準用する平成二十四年改正前児童手当法第十八条第二項」とする。

附則第三十一条の三の次に次の一条を加える。

第三十一条の四 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十一条第五項及び第六項、第百十三条第三項、第百十四条第八項、第百十八条第一項及び第三項並びに第百二十条第二項の規定の適用については、第百八条中「地域子ども・子育て支援事業」とあるのは「地域子ども・子育て支援事業並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）による子ども手当」と、第百十一条第五項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金並びに

平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「平成二十四年改正前児童手当法」という。）第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは「児童手当及び子ども手当の業務取扱費並びに児童育成事業費」と、同条第六項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項から第六項までの規定により児童手当又は平成二十四年改正前児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含

む。）及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十條第一項及び第三項中「児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、第百二十條第二項第三号中「第五項」とあるのは「第五項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七條第一項及び第三項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第十八條第一項及び第二項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第二項、第四項及び第六項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法附則第七條第五項において準用する

平成二十四年改正前児童手当法第十八条第二項」とする。

(日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正)

第五十九条 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第百三条第二項中「規定する学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

(日本年金機構法の一部改正)

第六十条 日本年金機構法(平成十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項中「児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)」を「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第 号)」に改める。

第二十六条第二項中「児童手当法」を「子ども・子育て支援法」に改める。

第二十七条第二項第一号中「児童手当法第二十二条第三項」を「子ども・子育て支援法第七十一条第三項」に改める。

第四十八条第一項中「児童手当法」を「子ども・子育て支援法」に改める。

附則第十一条中「児童手当法」の下に「（昭和四十六年法律第七十三号）」を加える。

附則第十八条第二項第二号中「旧児童手当法」を「平成二十四年改正前児童手当法」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「旧児童手当法」を「平成二十四年改正前児童手当法」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（以下この号において「整備法改正前児童手当法」という。）第二十二条第三項に規定する権限に係る事務並びに子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十二条第八項に規定する事務を行うこと。

附則第十八条第三項中「(平成十六年法律第百六十六号)」の下に「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第 号)第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号。以下「整備法改正前児童手当法」という。)」を加え、「旧児童手当法」を「平成二十四年改正前児童手当法」に改め、「船員保険法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」の下に「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法」を加える。

(P T A・青少年教育団体共済法の一部改正)

第六十一条 P T A・青少年教育団体共済法(平成二十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「除く。」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加え、

「同法」を「学校教育法」に改める。

第四条第四項第一号中「（平成十八年法律第七十七号）第七条第一項」を「第二条第六項」に改める。

（スポーツ基本法の一部改正）

第六十二条 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「公立学校」の下に「並びに国（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）」を加える。

（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正）

第六十三条 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「第七条第一項」を「第二条第六項」に改める。

（児童手当法の一部を改正する法律の一部改正）

第六十四条 児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第三項中「平成二十八年度」の下に「又は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日の前日の属する年度のいずれか早い年度」を加える。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第六十五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。

別表第一の八の項中「実施」の下に「若しくは措置」を加え、同表に次のように加える。

九十四 市町村長	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
----------	---

別表第二の十二の項中「実施」の下に「又は措置」を加え、同表に次のように加える。

<p>百十七 市町村 長</p>	<p>子ども・子育て支援法による子ども・子育てのための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>都道府県知事 市町村長</p>	<p>児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情</p>
----------------------	---	------------------------	--

都道府県知事等	厚生労働大臣又は 都道府県知事	厚生労働大臣又は 都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの
生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	日本年金機構	厚生労働大臣又は 日本年金機構	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

(独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第六十六条 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二

十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の見出しを「(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)」に改め、同条中「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に、「第十七条」を「第十四条」に、「第五十三条」を「第四十九条」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第六十七条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第三項の表食品安全委員会の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第 号)
-----------	-------------------------

第六十八条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

附則第二条第五項に次の一号を加える。

四 子ども・子育て支援法附則第十条第一項に規定する保育緊急確保事業に関する事

第六十九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 子ども及び子どもを養育している者に必要な支援をするための基本的な政策並びに少子化の進展への対処に関する事項

第四条第二項中「少子化及び」を削り、「保護並びに」を「保護及び」に改め、同条第三項第二十七号の三の次に次の三号を加える。

二十七の四 少子化に対処するための施策の大綱（少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第七条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関する事

二十七の五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）に規定する子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援に関する事（同法第六十九条に規定する拠出金の徴収に関することを除く。）。

二十七の六 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

(平成十八年法律第七十七号)に規定するものをいう。)に関する制度に関すること。

第四条第三項第四十二号を次のように改める。

四十二 削除

第十一条の三中「第四条第一項第十九号」を「第四条第一項第二十号」に改め、同条を第十一条の四とし、第十一条の二の次に次の一条を加える。

第十一条の三 第四条第一項第十九号及び第三項第二十七号の四から第二十七号の六までに掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第三十七条第三項の表子ども・子育て会議の項中「(平成二十四年法律第 号)」を削る。

第四十条第一項中「北方対策本部」の下に「子ども・子育て本部」を加える。

第四十一条の次に次の一条を加える。

(子ども・子育て本部)

第四十一条の二 子ども・子育て本部は、第四条第一項第十九号及び第三項第二十七号の四から第二十七号の六までに掲げる事務をつかさどる。

2 子ども・子育て本部の長は、子ども・子育て本部長とし、第十一条の三の特命担当大臣をもって充てる。

3 子ども・子育て本部長は、子ども・子育て本部の事務を統括する。

4 子ども・子育て本部長は、子ども・子育て本部の所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求め、又は意見を述べることができる。

5 子ども・子育て本部に、子ども・子育て副本部長を置く。

6 子ども・子育て副本部長は、子ども・子育て本部長の職務を助ける。

7 子ども・子育て本部に、所要の職員を置く。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、子ども・子育て本部の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第二条第五項第四号を削る。

(内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定)

第七十条 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日が附則第四号に掲げる規定の施行の日後である場合には、第六十八条中「附則第二条第五項」とあるのは、「附則第二条第四項」とする。

（文部科学省設置法の一部改正）

第七十一条 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第七号中「及び特別支援学校」を「特別支援学校及び幼保連携型認定こども園」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第七十二条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日
- 二 第六十七条の規定 平成二十五年四月一日
- 三 第十三条中教育職員免許法附則に一項を加える改正規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日
- 四 第六十八条及び第七十条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 五 第六十六条の規定 この法律の公布の日又は独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布の日のいずれか遅い日
- 六 第三十五条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）附則第三号に掲げる規定の施行の日又は施行日のいずれか遅い日